

様式第1号（第4条関係）

審議会等設置状況

（令和5年8月22日現在）

審議会等の名称	伊万里市地域密着型サービス運営委員会
設置の根拠	伊万里市地域密着型サービス運営委員会設置要綱
設置の目的	伊万里市の地域密着型サービスの適正な運営を確保するため
設置年月日	平成17年12月1日
委員数	7人
委員の任期	3年（令和3年4月1日～令和6年3月31日）
委員名簿	※別紙（様式第1号の2）
所管課	健康福祉部 長寿社会課 介護給付係 （電話番号23-2154）

伊万里市地域密着型サービス運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊万里市の地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、伊万里市地域密着型サービス運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域密着型サービスの指定等に関する事項
- (2) 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関する事項
- (3) 地域密着型サービスの質の確保、運営評価その他市長が地域密着型サービスの適正な運営を確保する観点から必要であると判断した事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 介護保険の被保険者（1号及び2号）
- (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用関係者
- (3) 介護サービス及び介護予防サービスの事業者
- (4) 地域における保健・医療・福祉関係者又は学識経験者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により決定する。

3 副委員長は、委員長の指名により決定する。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員及び委員長の任期は3年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員長が任期途中で交代したときは、後任の委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会は、必要に応じて関係者の出席を要請し、報告又は意見を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議等の公開)

第8条 委員会の会議及び会議録（以下、「会議等」という。）は、公開とする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき、特別な理由があるものとして委員会に諮り、特に公開しない旨の決定を行ったときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、健康福祉部長寿社会課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初に委嘱される委員は伊万里市老人保健福祉計画等策定委員会委員が兼務する。

3 第5条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初に委嘱される委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

4 第6条の規定にかかわらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。